

近畿大学医学会会則

第 1 条 本会は、近畿大学医学会と称する。

第 2 条 本会は、医学の進歩発展に寄与し、医学的知識の向上と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 近畿大学医学雑誌および Acta Medica Kindai University の発行
2. 学術講演会の開催
3. 学術図書の発行
4. その他本会の目的を達成するに必要な事業

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

正会員 近畿大学医学部に所属する教員、研修医、大学院学生および特別研究生

近畿大学学園の医学部以外の教職員および研究員で本会に入会を希望し評議員会で承認されたもの

近畿大学医学部卒業生

準会員 近畿大学医学部に在学する学生

名誉会員 本会の発展に著しい貢献のあった者で、幹事会の提議により評議員会で承認されたもの

特別会員 前記会員のほか、本会の主旨に賛同し入会を希望する医学関係者で評議員会で承認されたもの

賛助会員 本会の主旨に賛同し、本会に援助することを希望するもので評議員会で承認されたもの

第 5 条 会員は、附則に定める会費および入会金を納入しなければならない。

2. 会費を納入した会員は、近畿大学医学雑誌の配布を受けるほか、第 3 条の事業に参加することができる。

3. 準会員は第 3 条の事業に参加できるが雑誌の定期的配布は受けられない。但し学術講演会や雑誌に発表した場合は当該巻号の雑誌を希望により受けることができる。

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 近畿大学医学部長がこれにあたる

副会長 1名 会長が委嘱する

顧問 若干名 会長が委嘱する

幹事 若干名 会長が委嘱する

評議員 若干名 会長が委嘱する

監事 2名 会員中より評議員会で選出し会長の承認を得る

2. 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第 7 条 会長は、本会を統轄し、必要に応じて幹事会、評議員会を開催し、その議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、これを代行する。

第 8 条 幹事は、幹事会を組織し、本会の会務（庶務・会計・編集その他）を分担し執行する。

第 9 条 評議員は、評議員会を組織し、本会の重要事項を評議する。

第 10 条 監事は、本会の会計および資産などを監査する。

第 11 条 総会は、年1回これを開催し事業の報告などを行う。

第 12 条 本会の会則を変更する場合は、評議員会において出席者の2分の1以上の同意を必要とする。可否

同数のときは議長の決めるところによる。

ただし評議員会の成立は2分の1以上の出席を要する。この場合委任状をもって出席に代えることができる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の事務所は、近畿大学医学部内におく。

附 則

1. この会則は、昭和51年11月1日から施行する。
2. この会則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
3. 会費および入会金は次のとく定める。

	会 費	入会金
正会員	年額 3,000円	1,000円
準会員	会費、入会金ともに無料とする	
特別会員	年額 3,000円	1,000円
賛助会員	年額 50,000円以上	

なお、会費・入会金を変更する場合は評議員会において定め、会員にその旨通知する。会費は、年度始めに前納する。

4. 会費未納の場合は、会員の資格を失う。
5. 会長は、編集委員若干名を医学部教員中から委嘱する。

編集委員は、医学雑誌等の発行に関する業務を行う。任期は3年とし、再任を妨げない。

(2019年6月19日改訂)

近畿大学医学会雑誌投稿規定

1. 近畿大学医学会は公式に 2 種の雑誌を刊行している。その一つは英文誌の Acta Medica Kindai University (Acta Med Kindai Univ) で、用語は英語とする。他は和文誌の近畿大学医学雑誌(近畿大医誌)で、用語は日本語とする。
2. 投稿者は原則として近畿大学医学会会員に限る。ただし、編集委員会が特に依頼したものはこの限りではない。
3. 論文は医学に関する創意的な原著、総説、症例報告などで、原則として他の刊行物に発表もししくは受理されていないものに限る。
4. 原稿は良質な用紙を用い、本規定および別に定める原稿作成要項に従って作成され、内容と体裁が整っており、直ちに印刷することができる状態のものでなければならない。
5. 原稿の本文の長さ、ならびに図、表、および文献の数は全体のバランスにより制限することがある。
6. ヒトを対象とする研究の報告は、ヘルシンキ宣言の原則にのっとり倫理委員会等の承認を得たものである事を記載しなければならない。また、動物実験の報告は動物愛護の精神に基づき近畿大学動物実験委員会等の承認を得たものである事を記載しなければならない。
7. 既出版の図表などの引用については出版社および著者の承認書を添付し、また個人識別ができる患者の写真を掲載するときは、患者本人もしくは法定代理人の承諾の手紙を添付することが必要である。
8. 投稿の際は、原稿 (original) のデータ (USBまたはCD-R) およびコピー (Acta 1部、近畿大医誌 1部ならびに編集委員会所定の連絡票および原稿チェックリストと著作権の同意書を提出する。
9. 共同執筆の場合、近畿大学医学会所定の書式で、すべての共著者が当該原稿の投稿を承認したこととを記述した資料を添付すること。
10. 投稿原稿の掲載の可否は、すべて編集長が依頼した担当編集委員及び複数の査読者による査読を経て、決定される。
11. 論文の掲載の順序は、原則として完成原稿の受理日の順とする。ただし、校正等に要する時間によっては掲載される号が変わることがある。
12. 校正は著者の責任において行われる。著者校正は初校のみとする。初校にあっては必要最小限の訂正に止め、行の増減を伴わないよう配慮すること。組版に影響するような大きな修正は編集長の許可を必要とする。指定の期日までに返却されないときは編集委員会の責任校了とする。
13. Acta Med Kindai Univ については、カラー写真の費用は全額著者が負担するものとする。近畿大医誌については、組版代および図版(写真を含む)費用の全額を著者が負担するものとする。また両誌とも別刷についてはすべて有料とする。尚、編集委員会からの依頼論文など特殊な場合の経費については、別途に定める。
14. 特急査読論文として当該年度の 3 月 15 日に学位記を授与されるための論文(甲)を 8 月 1 日より 9 月 30 日までの間に投稿する場合、近畿大学医学会事務室に特急査読料(100,000 円)を納付した後に受付される。
15. 発行予定は、Acta Med Kindai Univ 及び近畿大医誌共に年 2 号(6, 12 月)とする。
16. 投稿先は〒589-8511 大阪狭山市大野東 377 番地の 2 近畿大学医学部近畿大学医学会雑誌編集室(電話 072-366-0221 内線 3218 FAX 072-367-8810 E-Mail henshu@med.kindai.ac.jp)とする。著者本人が持参するか、書留郵便で郵送すること。
17. 「原稿作成の手引」は各巻の第 1 号に掲載されている。また、必要な場合は編集室に直接申込むこと。
18. 論文の著者および共著者は、当該論文の著作権が近畿大学に帰属すること、および掲載された論文については冊子体以外の媒体で公開されることを承諾したうえで投稿する。

(2023年4月1日改訂)